

地域防災計画の充実に向けた今後の対応

平成25年9月3日
原子力防災会議

1. 現状等

防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく新しい枠組に基づき、原子力発電所から概ね半径30km圏内の自治体による地域防災計画（原子力災害対策編）の策定が進んでいる。

地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されている。

2. 今後の対応

政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援することとし、原子力防災会議及び内閣府原子力災害対策担当室を中心に以下の取組を行う。

- (1) 内閣府原子力災害対策担当室は、原子力発電所の所在する地域毎に、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援する。
- (2) 原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認する。

防災基本計画（一部抜粋）

（平成27年3月 中央防災会議）

第12編 原子力災害対策編

第1章 災害予防

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

○内閣府は、原子力防災会議決定に基づき，原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁，地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置するものとする。国〔内閣府，関係省庁〕は、同協議会における要配慮者対策，避難先や移動手段の確保，国の実動組織の支援，原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて，地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うものとする。原子力事業者は、同協議会における検討等を踏まえて必要な体制をあらかじめ整備するものとする。

○国〔内閣府，関係省庁〕，地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下本編において「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は、原子力防災会議の了承を求めるため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。

○国〔内閣府，関係省庁〕，地方公共団体等は、地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図るものとする。

地域原子力防災協議会の設置について

平成27年3月20日
内閣府政策統括官
(原子力防災担当)

1. 協議会設置の趣旨

○平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

2. 協議会の運営

- 協議会は、(別紙1)の13地域に設置する。
- 協議会の基本構成員は(別紙2)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
- 作業部会の基本構成は(別紙3)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統括官(原子力防災担当)の協力を得て行う。
- 協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、その議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
- 効率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

3. 協議会の活動

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定及び平成27年3月5日の3年以内の見直し検討チーム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。
 - (1) 協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官(原子力防災担当)及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
 - (2) 協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認を行う。

内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、協議会における確認結果を原子力防災会議・同幹事会に報告し、了承を求める。

- (3) 協議会では、道府県が(2)により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。
- (4) 協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関し、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等について、フォローアップを行う。
- (5) (3)に基づき協議会が関わる訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関（IAEA）のガイダンスを参照して行う。

(別紙 1)

地域原子力防災協議会の設置地域

地域	道府県
泊地域	北海道
東通地域	青森県
女川地域	宮城県
福島地域	福島県
東海第二地域	茨城県
柏崎刈羽地域	新潟県
志賀地域	石川県、富山県
福井エリア地域	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県
浜岡地域	静岡県
島根地域	島根県、鳥取県
伊方地域	愛媛県、山口県
玄海地域	佐賀県、長崎県、福岡県
川内地域	鹿児島県

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付 危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官（防災担当）
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官（警備救難部担当）
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事（※）

※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にある者とする。

※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

作業部会の基本構成

- 地域の内閣府原子力防災専門官
- 内閣府政策統括官（原子力防災担当）の担当者
- 道府県の担当者（課長級以上） ※議題により出席者の変更可。
- 厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 原子力規制委員会その他の関係省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 関係機関（原子力研究開発機構（JAEA）、放射線医学総合研究所等）

※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。

※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができることとするが、市町村の課題については道府県担当者が代表する。

府原防第550号
平成27年12月16日

北海道副知事 荒川 裕生 殿

内閣府政策統括官（原子力防災担当） 平井 興宣

泊地域の緊急時対応の作成にかかる検討について（要請）

平素より原子力防災行政にご尽力を賜りありがとうございます。

平成25年9月30日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官（原子力防災担当）では、平成27年3月20日に道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置しました。

当該協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認等を行うこととしており、北海道電力株式会社泊発電所が位置する泊地域においても、この確認等を行うこととしています。

つきましては、北海道におかれましては、泊地域原子力防災協議会の構成員を補佐する泊地域原子力防災協議会作業部会に引き続きご参加頂くとともに、関係町村も含め、泊地域の緊急時対応の作成にかかる検討等に協力して頂くよう、お願い申し上げます。

なお、北海道におかれましては、上記要請について、関係町村にもご周知頂きますよう、よろしくお願い致します。

ワーキングチームの活動報告（2）一部抜粋（内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 平成27年4月2日）
 内閣府 HP : http://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/pdf/02_wg2.pdf

緊急時対応の基本確認項目

平成 27 年 3 月

大項目	小項目	主な確認の視点
A. 地域の概要	原子力災害重点区域の概要	-
	原子力災害重点区域周辺の人口	-
	P A Z 圏の昼間流入人口（就労者等）の状況	-
B. 緊急事態対応体制	国、道府県及び関係市町村の対応体制	・ 国、関係道府県、道府県、関係市町村の対応体制が定められていること。
	国の職員・資機材等の緊急搬送	・ 国の職員・資機材等の緊急搬送の考え方が整理されていること。
	オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策	・ オフサイトセンター及び代替オフサイトセンターの場所が具体的に定められており、これらの施設の電源対策として概ね1週間稼働するための整備が行われていること。 ・ オフサイトセンターに放射線防護対策工事が施されていること。
	連絡体制の確保	・ 通信体制を確保するため、一般回線のほか、防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段が複数整備されていること。
	住民への情報伝達体制	・ 住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うための現地における情報伝達手段が複数整備されていること。
	国の広報体制	・ 住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うための国、関係道府県等の情報伝達手段が複数整備されていること。
	国、県、関係市町村による住民窓口の設置	・ 住民のさまざまなニーズに対応した問い合わせ窓口が設置されていること。 ・ 住民からの問い合わせ支援体制が示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
C. P A Z 圏内の施設敷地緊急事態における対応	市町村における初動対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ P A Z 圏内の予防的防護措置に備え、具体的な職員配置計画が示されていること。 ・ P A Z 圏内の予防的防護措置に備え、必要となるバス等の配車計画が示されていること。
	住民への情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ P A Z 圏内の予防的防護措置に備えた住民への情報伝達の手段が具体的に示されていること。 ・ 現地に配置された職員と市町村本部の連絡体制が示されていること。
	施設敷地緊急事態要避難者への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じて、施設敷地緊急事態における具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。 ・ 施設敷地緊急事態要避難者の避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	放射線防護対策施設の運用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難を行うことにより健康リスクが高まる施設敷地緊急事態要避難者を放射線防護対策施設へ収容するための運用方法が示されていること。
	必要となる輸送能力の見積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「施設敷地緊急事態要避難者への対応策」を踏まえ、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じた車両（バス、福祉車両（ストレッチャー対応、車いす対応）等）の見積が示されていること。 ・ 医療機関、社会福祉施設、学校、保育所については、避難行動要支援者の支援者として、施設の職員等が避難車両に同乗することが想定されていること。
	輸送能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できることが示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
D. P A Z 圏内の全面緊急事態における対応	P A Z 圏内の住民の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全面緊急事態における P A Z 圏内の住民等の避難方法・避難先・避難経路等について、即時避難が可能となる具体的な計画が策定されていること。 ・ 住民の避難経路は複数設定されていること。 ・ 自家用車で避難できない住民等の避難に必要な輸送能力が確保されていること。 ・ 放射線防護対策施設の使用方法が定められていること。
	P A Z 圏内の住民への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること。 ・ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。 ・ 避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	P A Z 圏内の観光客及び民間企業の従業員の対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光客及び民間企業の従業員の対応策、避難方法、避難手段等が示されていること。
	必要となる輸送能力の見積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「P A Z 圏内の住民への対応策」を踏まえ、自家用車で避難できない住民数をもとに、車両の見積が示されていること。 ・ 「P A Z 圏内の観光客及び民間企業の従業員の対応策」を踏まえ、移動手段を持たない人数をもとに、車両の見積が示されていること。
	輸送能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できることが示されていること。
	避難を円滑に行うための対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難を円滑に行うための交通対策や、その他避難を円滑に行うための工夫が示されていること。
	自然災害等により避難先が被災した場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害等により、予め設定していた避難先施設が使用できない場合の対応策が示されていること。
	自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害等により、道路等が通行不能になった場合の対応策（応急復旧策等）が示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
E. UPZ圏内における対応	一時移転等に備えた関係者の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ O I Lに基づく一時移転等に備えた関係者の対応体制が示されていること。 ・ O I Lに基づく一時移転等に備えた車両確保の準備方法が示されていること。
	避難行動要支援者への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、避難行動要支援者の状況に応じて、具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。 ・ 避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	UPZ圏内の住民への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること。 ・ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。 ・ 避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	輸送能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時移転等で必要となる輸送能力の確保策が示されていること。
	他の地方公共団体からの応援計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合の応援計画が示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
F. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給・支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線防護資機材の備蓄・供給体制が整備されていること。 ・放射線防護資機材の供給のための一時集積拠点が示されていること。 ・関係団体からの支援体制が示されていること。
	避難等に備えた物資の備蓄・供給体制	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避に備えた関係市町の生活物資の備蓄及び生活物資の確保策（流通備蓄等）が示されていること。 ・P A Z 圏内避難時の避難先における生活物資等の備蓄・供給体制が示されていること。
	物資集積拠点・一時集結拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・物資供給の迅速性を高めるための物資集積拠点・一時集結拠点が示されていること。
	国による物資・燃料の供給体制	<ul style="list-style-type: none"> ・国における物資や燃料の供給体制が整備されていること。
G. 緊急時モニタリングの実施体制	緊急時モニタリング体制	<ul style="list-style-type: none"> ・国、道府県、事業者等による緊急時モニタリング体制が示されていること。 ・緊急時モニタリングセンターの設置場所が示されていること。 ・緊急時モニタリング地点が示されていること。 ・モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポスト等に必要な電源確保策や通信回線強化策が示されていること。
	緊急時モニタリング実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング計画の内容が示されていること。
	一時移転等の実施単位	<ul style="list-style-type: none"> ・O I Lに基づく予防的防護措置を判断するための緊急時モニタリング地点と現状の避難計画で定められている避難の実施単位との紐づけの結果が示されていること。
	緊急時モニタリング動員計画	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの動員計画が示されていること。

大項目	小項目	主な確認の視点
H. 緊急被ばく医療の実施体制	安定ヨウ素剤の事前配布、備蓄状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ P A Z 圏内における安定ヨウ素剤の事前配布が実施されていることが示されていること。 ・ U P Z 圏内の一時移転等において、安定ヨウ素剤の緊急配布を行うための対応策及びこれに備えた備蓄状況が示されていること。
	避難退域時検査・除染の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難退域時検査・除染場所及び基本活動フローが示されていること。
	緊急被ばく医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被ばく医療体制が示されていること。
I. 国の実動組織の支援体制	実動組織の広域支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実動組織による広域支援体制が示されていること。
	施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設敷地緊急事態において、道府県、関係市町、現地実動組織の連絡・調整の体制が示されていること。
	自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応策が示されていること。 ・ 空路、海路による避難に備え、使用可能なヘリポート適地や港湾等が示されていること。
	自然災害等の複合災害で想定される実動組織の活動	-